

会社名: <b>有限会社 ホリケン</b>		承認	承認	承認	承認	承認	承認
<b>第119回 安全衛生協議会</b>		議事録					
実施年月日	2022年5月13日 金曜日	議事録作成者		山崎 雄貴			
責任者	堀 峰也	出席者		別紙参照			
<b>《安災システムにて開催致しました》</b>		2 事業者・一人親方の皆さまへ		【25分】			
1 安全の見える化		2023年4月1日から危険有害な作業を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます。					
【25分】		1、作業を請け負わせる一人親方等					
「見える」安全活動のすすめ		2、同じ場所で作業を行う労働者以外の人					
職場に潜む危険などは、視覚的に捉えられないものが数多くあります。それらを可視化（見える化）することで、より効果的な安全活動を行うことができます。		事業者が請負人に対する配慮義務や周知義務は請負契約の相手に対する義務です。					
「見える化」は危険認識や作業上の注意喚起をわかりやすく知らせることができ、また、一般の労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。		一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。					
職場の危険を「見える化」し、安全確保に努めましょう。		二次下請が三次下請に対する義務を負います。					
「危険マップ」で危険の見える化を！		元方事業者が実施すべき事項					
危険マップとは、職場の平面図等に労働災害発生の危険のおそれのある箇所を明示して、注意を喚起するためのものです。		労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれぞれに基づく命令（今回の改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。					
危険な箇所や危険作業について、従業員参加のもとで洗い出しをします。		今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。					
危険を回避するために、注意をしなければならぬこと、守らなければならない事を、全員参加で検討します。		請負人等が講ずべき措置					
作成したマップは休憩室等に掲示し、注意喚起や安全の意識を高めるようにします。		事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。					
「危険ステッカー」で危険の見える化を！		また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。					
危険マップで危険箇所とされた実際の現場に掲示します。		労働者以外の人でも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。					
場所の危険の警告だけでなく、今週の安全衛生注意事項等として、話し合いで決めた注意事項や安全遵守事項などをコメント欄に記載して、事務室等に掲示して注意喚起する方法もあります。		3 必須動画		【5分】			
		安全衛生と労災防止					

